

教育委員会定例会会議録

平成30年11月15日（木）

教育委員会定例会会議録

平成30年11月15日午後3時00分教育長神原聡が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室4に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 神原 聡 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行
委 員 豊嶋常和 委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 岸 宏司	教育推進部長 中山早恵子
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 小菅信二
教育施設課長 大谷 篤	学務課長 小池吉徳
教職員担当課長 阿部知宏	教育政策課長 坂田 哲
学校教育指導課長 青柳和富	社会教育課長 石井 亨
小和田公民館担当課長兼館長 山田佳世恵	松林公民館担当課長兼館長 森井 武
南湖公民館担当課長兼館長 佐藤 勇	香川公民館担当課長兼館長 関 健次
青少年課長 岡本隆司	体験学習施設準備担当課長 仲手川 武
図書館長 湯澤さいみ	教育センター所長 高橋 励

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○神原教育長 それでは、ただいまから11月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第46号部活動を理由とする指定校変更制度の本格実施についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、日程第1 教委議案第46号部活動を理由とする指定校変更制度の本格実施について学務課長よりご説明いたします。資料は日程変更資料のほうになります。

それでは、議案書は2ページをごらんください。部活動を理由とした指定校変更につきましては、小学生のときに1年以上続けてきたスポーツが指定された中学校に部活動として設置されていない場合に、そのスポーツを継続して部活動で行うことができるように指

定校を変更する制度です。対象者は、茅ヶ崎市立中学校に入学予定の小学6年生です。中学入学時のみ1回の対象となります。指定校変更できる中学校は、原則として自宅から通学距離が最も近い中学校となります。

3ページをごらんください。部活動の設置状況を表にしてあります。上から野球、サッカー、女子バスケットにつきましては、全ての中学校に部活動が設置されておりますことから、本制度は適用いたしません。また、一番下の段、水泳につきましては、鶴嶺中学校のみに部活動として設置されています。鶴嶺中学校以外の市内全中学校から指定校変更の対象となりますので、1校への集中や通学の安全性確保の面から、本制度を適用いたしません。この表に記載されているその他の部活動につきましては、対象の部活動が設置されていることを条件に、市内全ての中学校を本制度による指定校変更の受け入れ対象校としております。

申請の流れにつきましては、4ページをごらんください。保護者から、本制度を活用した指定校変更について学務課へ相談をしていただきます。原則として通学距離が最も近い学校を対象に協議を行うほか、対象校の部活動見学などを経て1月末までに申請をしていただくことになります。

5ページをごらんください。参考までに、これまでの経過と今後のスケジュールをご説明いたします。平成25年に本制度の試行を決定し、26年度より一部制限校を設ける中で試行を行ってまいりました。27年4月の新入学生9名が活用した以降、28年4月新入学生7名、29年4月新入学生7名、30年4月新入学生12名が本制度を活用して指定校を変更しております。試行により、本制度に対して一定のニーズがあることを検証できたと思っております。

現在の中学1年生をもって試行を終了し、31年4月、新入学生より本格実施を行うこととし、本日議案として提出したところでございます。本日の教育委員会定例会にてご審議をいただき、本格実施を決定していただきましたら、申請の受け付けを開始したいと考えております。また、32年度以降につきましても、継続して実施していきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 4ページの手続きの流れの中で、「協議の結果によっては認められない場合

があります。」と書かれていますが、認められないのはどういう場合が考えられますか。

○学務課長 この制度自体が、もともと小学校から続けてきたスポーツを中学校の部活としてやりたいという制度でございますので、指定をされた学校に部活動がないからということで、そのお子さん、保護者の方が行きたい学校を選択できる制度ではございません。とはいいいながらも、やはり比較的強い学校、あるいは、保護者やお子さんが見てよいと思っている指導者、学校等を希望される場合がございますが、こういったものにつきましては、原則にのっとりまして、一番通学距離の短い学校を指定するというところで協議をさせてもらっておりますので、そちらの学校をどうしてもということになりますと、認められなくなる、あるいは本来の指定校に行ってもらふこととなります。

○神原教育長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第46号部活動を理由とする指定校変更制度の本格実施については原案のとおり行うことはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後3時07分閉会